

平成24年3月8日

各位

会 社 名 S E M I T E C 株 式 会 社 代表者名 代表取締役会長 石塚 二朗 (コード番号:6626) 問合せ先 取締役管理本部長 豊井 義次 (TEL. 03-3621-1155)

主要株主である筆頭株主の異動及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ

平成24年3月9日付で、当社の主要株主及びその他の関係会社に異動が生じる予定となりましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 異動が生じる経緯

当社の筆頭株主である石塚二朗(当社代表取締役会長)及びその他株主1名から、各々が保有する当 社株式を平成24年3月9日付で、資産管理会社である石塚興産株式会社に対して売却する予定である 旨の報告を受けました(別添参照)。これにより、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異 動が生じる予定であります。

なお、石塚興産株式会社による当社株式の取得は、金融商品取引法第167条第1項及び同法施行令第 31条に規定する「公開買付に準ずる行為として政令で定める買い集め行為」に該当いたします。

2. 異動する株主の概要

(1) 主要株主である筆頭株主に該当しなくなる株主の概要

1	氏名	石塚 二朗
2	住所	千葉県船橋市
3	当社との関係	代表取締役会長

(2) 新たに主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に該当することとなる株主の概要

1	商号	石塚興産株式会社
2	本店所在地	千葉県船橋市二宮 2-41-5
3	代表者の役職・氏名	代表取締役 石塚 二三夫
4	事業内容	有価証券の保有並びに運用他
(5)	資本金の額	136 百万円
6	設立年月日	昭和 59 年 10 月 17 日

7	事業年度の末日	3月末		
8	純資産	159 百万円		
9	総資産	187 百万円		
10	大株主	石塚 大助 31. 石塚 二三夫 13.	86% 47% 38% 62%	
(11)	上場会社と 当該株主の関係	資本関係	当該株主は当社株式 428, 400 株 (15. 15%) を保有しております。	
	人的関係		当社と当該会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。	
		取引関係	当社と当該会社との間には、特筆すべき取引関係 はありません。また、当社の関係者および関係会 社と当該会社の関係者との間には、特筆すべき取 引関係はありません。	

3. 当該株主の議決権の数(所有株式数)及び総株主の議決権の数に対する割合

(1) 石塚興産株式会社

	属性	議決権の数 (議決権所有割合)			大株主	
		直接所有分	合算対象分	計	順位	
異動前 (平成23年9 月30日現在)	_	4, 284 個 (15. 15%)	_	4, 284 個 (15. 15%)	第2位	
異動後	その他の関係会社	7, 068 個 (25. 00%)	_	7, 068 個 (25. 00%)	第1位	

(2) 石塚二朗

F 3.—67.						
	属性	議決権	大株主			
		直接所有分	合算対象分	計	順位	
異動前 (平成23年9 月30日現在)	親会社以外の 支配株主	7, 968 個 (28. 19%)	7, 190 個 (25. 43%)	15, 158 個 (53. 62%)	第1位	
異動後	親会社以外の 支配株主	5, 355 個 (18. 94%)	9,803 個 (34.68%)	15, 158 個 (53. 62%)	第2位	

※1 議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数290 株平成23年9月30日現在の発行済株式総数2,826,900 株

※2 大株主順位は、直近の平成23年9月30日現在の株主名簿を基準として推定しております。

4. 異動予定日

平成24年3月9日

5. 今後の見通し

本件は、当社代表取締役会長である石塚二朗及びその他株主1名が保有する当社株式を、石塚二朗及びその親族の資産管理会社である石塚興産株式会社が取得したものであり、今後も安定株主として長期保有する旨の報告を受けております。

また、本件による当社の経営体制及び業績への影響はありません。

以 上

平成24年3月8日

各 位

会社名 石塚興産株式会社代表者名代表取締役 石塚 二三夫

問合せ先 SEMITEC株式会社 取締役管理本部長 豊井 義次 (TEL. 03-3621-1155)

株式の取得に関するお知らせ

平成24年3月9日付で、石塚興産株式会社はSEMITEC株式会社(コード番号:6626 大阪証券取引所JASDAQ市場)の株式278,400株(総株主の議決権に対する割合9.85%)の取得を予定しております。

この取得は、金融商品取引法第167条第1項及び同法施行令第31条に規定する「公開買付に準ずる行為として政令で定める買い集め行為」に該当するため、お知らせいたします。

以上